又同日内閣から衆議院議員山口俊一提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出鳩山内閣における政務三役の「権限」と「責任」等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員加藤勝信提出行政刷新会議の運営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鴨下一郎提出ＪＡＬ再生タスクフォースに関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鴨下一郎提出親子の間での金銭貸借等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出政府の新たなアフガニスタン支援に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出北朝鮮特定貨物の検査等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出いわゆる「密約」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出ＯＤＡに対する行政刷新会議の「事業仕分け」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員平将明提出鳩山内閣の経済・財政政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員後藤田正純提出現下の急激な円高、デフレ状況等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員平将明提出鳩山内閣の中小企業関係施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員石田真敏提出一般職の職員の給与に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員石田真敏提出労働基本権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員石田真敏提出地域主権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員石田真敏提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出沖縄返還に係る日米密約に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出北方領土問題に係る前原誠司沖縄北方担当大臣の発言等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書受領

十二月八日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十一年度第二・四半期における予算使用の状況

平成二十一年度第二・四半期における国庫の状況

人事異動

文部科学省

衆議院議員　内山　晃

同　市村浩一郎

同　山口　壯

同　下村　博文

日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）

（十二月七日）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、大阪労働局の関係労働者を代表する者坂本博信の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年12月11日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成21年12月21日

４　推薦書及び添付書類提出先　大阪労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づき関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。